



# 秋田県公報

## 目次

告示	ページ
市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(七五・市町村課).....	1
肥料の登録の失効(七六・水田総合利用課).....	1
秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更(七七・水産漁港課).....	2
大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(七八・商工業振興課).....	4
既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(七九・商工業振興課).....	4
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(八〇、八一・都市計画課).....	5
環境影響評価書の作成及び環境影響評価書等の縦覧(八二・都市計画課).....	6
道路区域の変更(八三丁九〇・道路環境課).....	6
道路の供用開始(九一・道路環境課).....	10
建築基準法による道路位置の指定(九二・秋田地域振興局建設部).....	10
公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(リハビリテーション・精神医療センター)二件.....	11
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(秋田地域振興局農林部).....	13
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部).....	13

登録番号	肥料の種類及び名称	保証成分量(%) その他の規格	氏名又は名称	住 所	失効年月日
秋田県 第二百四号	混合有機質肥料	窒素全量三・〇 リン酸全量四・〇	有限会社 サンワイズ	秋田市保戸野鉄砲町四番地二十五号	平成十七年一月十八日

## 告 示

秋田県告示第七十五号	市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十七年秋田県告示第五十二号)の一部を次のように改正し、平成十七年一月二十八日から施行する。 平成十七年一月二十八日	13
秋田県告示第七十六号	肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき、公告する。 平成十七年一月二十八日	13
秋田県告示第七十七号	第一号の表条例別表第五十七に定める事務の項及び条例別表第五十八に定める事務の項中「鹿角市、」を削る。	13
秋田県告示第七十八号	秋田県告示第七十八号	13
秋田県告示第七十九号	秋田県告示第七十九号	13
秋田県告示第八十号	秋田県告示第八十号	13
秋田県告示第八十一号	秋田県告示第八十一号	13
秋田県告示第八十二号	秋田県告示第八十二号	13
秋田県告示第八十三号	秋田県告示第八十三号	13
秋田県告示第八十四号	秋田県告示第八十四号	13
秋田県告示第八十五号	秋田県告示第八十五号	13
秋田県告示第八十六号	秋田県告示第八十六号	13
秋田県告示第八十七号	秋田県告示第八十七号	13
秋田県告示第八十八号	秋田県告示第八十八号	13
秋田県告示第八十九号	秋田県告示第八十九号	13
秋田県告示第九十号	秋田県告示第九十号	13
秋田県告示第九十一号	秋田県告示第九十一号	13
秋田県告示第九十二号	秋田県告示第九十二号	13
秋田県告示第九十三号	秋田県告示第九十三号	13
秋田県告示第九十四号	秋田県告示第九十四号	13
秋田県告示第九十五号	秋田県告示第九十五号	13
秋田県告示第九十六号	秋田県告示第九十六号	13
秋田県告示第九十七号	秋田県告示第九十七号	13
秋田県告示第九十八号	秋田県告示第九十八号	13
秋田県告示第九十九号	秋田県告示第九十九号	13
秋田県告示第一百号	秋田県告示第一百号	13
秋田県告示第一百一号	秋田県告示第一百一号	13
秋田県告示第一百二号	秋田県告示第一百二号	13
秋田県告示第一百三号	秋田県告示第一百三号	13
秋田県告示第一百四号	秋田県告示第一百四号	13
秋田県告示第一百五号	秋田県告示第一百五号	13
秋田県告示第一百六号	秋田県告示第一百六号	13
秋田県告示第一百七号	秋田県告示第一百七号	13
秋田県告示第一百八号	秋田県告示第一百八号	13
秋田県告示第一百九号	秋田県告示第一百九号	13
秋田県告示第一百十号	秋田県告示第一百十号	13
秋田県告示第一百十一号	秋田県告示第一百十一号	13
秋田県告示第一百十二号	秋田県告示第一百十二号	13
秋田県告示第一百十三号	秋田県告示第一百十三号	13
秋田県告示第一百十四号	秋田県告示第一百十四号	13
秋田県告示第一百十五号	秋田県告示第一百十五号	13
秋田県告示第一百十六号	秋田県告示第一百十六号	13
秋田県告示第一百十七号	秋田県告示第一百十七号	13
秋田県告示第一百十八号	秋田県告示第一百十八号	13
秋田県告示第一百十九号	秋田県告示第一百十九号	13
秋田県告示第一百二十号	秋田県告示第一百二十号	13
秋田県告示第一百二十一号	秋田県告示第一百二十一号	13
秋田県告示第一百二十二号	秋田県告示第一百二十二号	13
秋田県告示第一百二十三号	秋田県告示第一百二十三号	13
秋田県告示第一百二十四号	秋田県告示第一百二十四号	13
秋田県告示第一百二十五号	秋田県告示第一百二十五号	13
秋田県告示第一百二十六号	秋田県告示第一百二十六号	13
秋田県告示第一百二十七号	秋田県告示第一百二十七号	13
秋田県告示第一百二十八号	秋田県告示第一百二十八号	13
秋田県告示第一百二十九号	秋田県告示第一百二十九号	13
秋田県告示第一百三十号	秋田県告示第一百三十号	13
秋田県告示第一百三十一号	秋田県告示第一百三十一号	13
秋田県告示第一百三十二号	秋田県告示第一百三十二号	13
秋田県告示第一百三十三号	秋田県告示第一百三十三号	13
秋田県告示第一百三十四号	秋田県告示第一百三十四号	13
秋田県告示第一百三十五号	秋田県告示第一百三十五号	13
秋田県告示第一百三十六号	秋田県告示第一百三十六号	13
秋田県告示第一百三十七号	秋田県告示第一百三十七号	13
秋田県告示第一百三十八号	秋田県告示第一百三十八号	13
秋田県告示第一百三十九号	秋田県告示第一百三十九号	13
秋田県告示第一百四十号	秋田県告示第一百四十号	13
秋田県告示第一百四十一号	秋田県告示第一百四十一号	13
秋田県告示第一百四十二号	秋田県告示第一百四十二号	13
秋田県告示第一百四十三号	秋田県告示第一百四十三号	13
秋田県告示第一百四十四号	秋田県告示第一百四十四号	13
秋田県告示第一百四十五号	秋田県告示第一百四十五号	13
秋田県告示第一百四十六号	秋田県告示第一百四十六号	13
秋田県告示第一百四十七号	秋田県告示第一百四十七号	13
秋田県告示第一百四十八号	秋田県告示第一百四十八号	13
秋田県告示第一百四十九号	秋田県告示第一百四十九号	13
秋田県告示第一百五十号	秋田県告示第一百五十号	13
秋田県告示第一百五十一号	秋田県告示第一百五十一号	13
秋田県告示第一百五十二号	秋田県告示第一百五十二号	13
秋田県告示第一百五十三号	秋田県告示第一百五十三号	13
秋田県告示第一百五十四号	秋田県告示第一百五十四号	13
秋田県告示第一百五十五号	秋田県告示第一百五十五号	13
秋田県告示第一百五十六号	秋田県告示第一百五十六号	13
秋田県告示第一百五十七号	秋田県告示第一百五十七号	13
秋田県告示第一百五十八号	秋田県告示第一百五十八号	13
秋田県告示第一百五十九号	秋田県告示第一百五十九号	13
秋田県告示第一百六十号	秋田県告示第一百六十号	13
秋田県告示第一百六十一号	秋田県告示第一百六十一号	13
秋田県告示第一百六十二号	秋田県告示第一百六十二号	13
秋田県告示第一百六十三号	秋田県告示第一百六十三号	13
秋田県告示第一百六十四号	秋田県告示第一百六十四号	13
秋田県告示第一百六十五号	秋田県告示第一百六十五号	13
秋田県告示第一百六十六号	秋田県告示第一百六十六号	13
秋田県告示第一百六十七号	秋田県告示第一百六十七号	13
秋田県告示第一百六十八号	秋田県告示第一百六十八号	13
秋田県告示第一百六十九号	秋田県告示第一百六十九号	13
秋田県告示第一百七十号	秋田県告示第一百七十号	13
秋田県告示第一百七十一号	秋田県告示第一百七十一号	13
秋田県告示第一百七十二号	秋田県告示第一百七十二号	13
秋田県告示第一百七十三号	秋田県告示第一百七十三号	13
秋田県告示第一百七十四号	秋田県告示第一百七十四号	13
秋田県告示第一百七十五号	秋田県告示第一百七十五号	13
秋田県告示第一百七十六号	秋田県告示第一百七十六号	13
秋田県告示第一百七十七号	秋田県告示第一百七十七号	13
秋田県告示第一百七十八号	秋田県告示第一百七十八号	13
秋田県告示第一百七十九号	秋田県告示第一百七十九号	13
秋田県告示第一百八十号	秋田県告示第一百八十号	13
秋田県告示第一百八十一号	秋田県告示第一百八十一号	13
秋田県告示第一百八十二号	秋田県告示第一百八十二号	13
秋田県告示第一百八十三号	秋田県告示第一百八十三号	13
秋田県告示第一百八十四号	秋田県告示第一百八十四号	13
秋田県告示第一百八十五号	秋田県告示第一百八十五号	13
秋田県告示第一百八十六号	秋田県告示第一百八十六号	13
秋田県告示第一百八十七号	秋田県告示第一百八十七号	13
秋田県告示第一百八十八号	秋田県告示第一百八十八号	13
秋田県告示第一百八十九号	秋田県告示第一百八十九号	13
秋田県告示第一百九十号	秋田県告示第一百九十号	13
秋田県告示第一百九十一号	秋田県告示第一百九十一号	13
秋田県告示第一百九十二号	秋田県告示第一百九十二号	13
秋田県告示第一百九十三号	秋田県告示第一百九十三号	13
秋田県告示第一百九十四号	秋田県告示第一百九十四号	13
秋田県告示第一百九十五号	秋田県告示第一百九十五号	13
秋田県告示第一百九十六号	秋田県告示第一百九十六号	13
秋田県告示第一百九十七号	秋田県告示第一百九十七号	13
秋田県告示第一百九十八号	秋田県告示第一百九十八号	13
秋田県告示第一百九十九号	秋田県告示第一百九十九号	13
秋田県告示第二百号	秋田県告示第二百号	13

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第七十七号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、次のとおり秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定に基づき、公表する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

(一) 本県の水産業は、昭和二十年後半から五十年代にかけては生産量及び生産金額とも次第に増加傾向を続け、生産量では昭和五十年に三万四千トン、生産額では昭和五十二年に百四十億円とピークを示した。しかし、その後は減少傾向が続き、近年は減少傾向に歯止めがかかってはいるものの、依然として低迷状況が続いている。

このような状況の中で、県北部沿岸、男鹿半島周辺及び県南部沿岸においては、依然として水産業が中核産業となっている地域も多く、地域振興のためにも水産業の発展を図っていく必要がある。そのため、海洋生物資源を適切に管理し、かつ、合理的に利用していくことが極めて重要な課題となっている。

(二) 本県沖合水域は、寒暖両流が交錯し多種類の魚介類が生息しているが、漁業生産構造において沿岸漁業を主体とした小規模経営体が大多数を占めることから多種少産傾向を示しており、複数の漁業種類間における漁場及び資源利用面での競合が見られるなどの問題点も多い。

一方、海洋生物資源の現状を見ると、我が国周辺水域においてはその多くが低水準、減少傾向にあることから、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(三) 県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存及び管理措置を講じてきたところであり、その結果、アワビ等の地先資源を始め、近年では八タ八タに代表されるように広域回遊資源も含めた多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を推進するため、基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別

の数量について適切な管理措置を講ずることとする。

(四) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講ずるため、第一種及び第二種特定海洋生物資源の採捕実績の確かな把握に努めることとする。

(五) 漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、内容、当該資源を取り巻く環境等のより詳細な科学的データ又は知見が必要であるので、当該データの蓄積又は知見の進展を図るために、県水産振興センターを中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(六) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(七) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進していくこととする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(一) 平成十六年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら 平成十六年四月から平成十七年三月まで 若干
- (2) まあじ 平成十六年一月から十二月まで 若干
- (3) ずわいがに 平成十六年七月から平成十七年六月まで 二十三トン
- (4) するめいか 平成十六年一月から十二月まで 若干

(二) 平成十七年の第一種特定海洋生物資源の知事管理の対象となる期間及び漁獲可能量は次のとおりである。

- (1) すけとうだら 平成十七年四月から平成十八年三月まで 若干
- (2) まあじ

第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
かれい固定式刺し網漁業		秋田県沖合(ただし、第二種共同漁業権水域を除く)	平成十七年一月一日から 平成十七年三月三十一日まで	三千九十九隻日

五 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成十七年の第二種特定海洋生物資源ごとの第二種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

まがれい	第二種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量(隻日)
	かれい固定式刺し網漁業		秋田県沖合(ただし、第二種共同漁業権水域を除く)	平成十七年一月一日から 平成十七年三月三十一日まで	三千九十九隻日
	小型機船底びき網漁業(うち手繰第一種漁業)		秋田県沖合	平成十七年九月一日から 平成十七年十月三十一日まで	七百十三隻日

(3) 平成十七年一月から十二月まで 若干  
ずわいがに 平成十七年七月から平成十八年六月まで 二十六トン  
するめいか 平成十七年一月から十二月まで 若干

三 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について定められた数量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) すけとつたら  
小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(二) まあじ  
小型定置網漁業については、行使統数を維持するよう指導するとともに、漁獲量の把握に努めるものとする。  
大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、

四 第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

(三) ずわいがに  
かご漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

(四) するめいか  
五トン未満漁船によるいかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、漁獲規制については従来どおりとし、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるよう努めるものとする。

まがれい 小型機船底びき網漁業 (うち手繰第一種漁業)	秋田県沖合	平成十七年九月一日から 平成十七年十月三十一日まで	七百十三隻日
-----------------------------------	-------	------------------------------	--------

六 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まがれい

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、国が作成した「日本海北部まがれい資源回復計画」の着実な実施を本県として実施する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

さらに、小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)及びまがれい固定式刺し網漁業(第二種共同漁業権水域を除く)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとし、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績と同程度となるように努めるものとする。

七 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (一) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実を更に進めることとする。
- (二) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

秋田県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパードラッグアサヒ八橋店  
秋田市寺内蛭根一丁目三百八十一番一外
- 二 秋田市長の意見  
騒音について

(一) 現在は近隣に住宅地はないが、将来的には住居が立地する可能性があることから、夜間の自動車走行音が周辺住民に影響を与える状況が生じた場合は誠実に対応すること。また、その他の騒音に対しても住民対話を重視し、誠実に対応すること。

(二) BGMについて、室内使用であっても、来客時の出入口の開閉時に外部に大きな音が漏れないよう、音量について配慮すること。

(三) 荷さばきについて、建物内での作業ということ、及びゴム付きキヤスターを使用するという点で、予測評価の対象外としていることから、屋外での荷さばき作業は行わないこと。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十七年一月二十八日から同年二月二十八日まで

秋田県告示第七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べるることができる。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
秋田市民消費生活協同組合 理事長 大川 功

- (二) 秋田市土崎港北六丁目一の三十  
大規模小売店舗の名称及び所在地  
秋田市民消費生活協同組合土崎店  
秋田市土崎港北六丁目二の九十
- (三) 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
ア 変更前 千三百九十五・六二平方メートル  
イ 変更後 二千三百九十四・八七平方メートル
- (2) 駐車場の収容台数  
ア 変更前 百八十一台  
イ 変更後 百六十一台
- (3) 駐輪場の収容台数  
ア 変更前 六十台  
イ 変更後 九十台
- (4) 荷さばき施設の面積  
ア 変更前 八十一・一九平方メートル  
イ 変更後 百十・九九平方メートル
- (5) 廃棄物等保管施設の容量  
ア 変更前 十七・五七五立方メートル  
イ 変更後 二十七・二六五立方メートル
- (6) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
ア 変更前  
秋田市民消費生活協同組合、株式会社菓子舗栄太郎、佐藤和夫  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
イ 変更後  
秋田市民消費生活協同組合、株式会社菓子舗栄太郎、佐藤和夫、株式会社  
薬王堂  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
ア 変更前 三か所  
イ 変更後 四か所
- (四) 変更する年月日  
平成十七年九月十六日  
二 届出年月日  
平成十七年一月十七日

- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課
- (二) 縦覧期間  
平成十七年一月二十八日から同年五月三十日まで
- 四 意見書の提出先  
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項  
意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称  
意見を述べる理由
- (三) 秋田県告示第八十号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。  
平成十七年一月二十八日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 都市計画の種類及び名称  
象潟都市計画道路の変更
- 二 都市計画を変更した土地の区域
- (一) 一・三・一号象潟高速線  
追加した部分 由利郡象潟町小滝字横山本田、字梨ノ木台、字中横山及び字重石、長岡字後山及び字乙後山、字中横山、字上ノ山、字上横山、字下横山、字堰免、字板取、字入宇田、字下大塚作、字狸森、字下長人森及び字上東山、大飯郷字桐平
- (二) 三・四・十号瀧見町線、三・五・二号南大通線、三・五・三号荒屋線及び三・五・十一号象潟南環状線  
追加した部分 由利郡象潟町関字建石、字三平田、字高田、字下りの下、字栗山及び字鳥屋森、小滝字下横山、字四角池、字向本田及び字横山本田、象潟町字木戸口、字坂の下、字横山、字篠坂、字四隅池、字女郎清水、字小才ノ神、字堰免、字中横山及び字上山

三 都市計画の変更年月日 平成十七年一月二十八日

秋田県告示第八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

仁賀保都市計画道路の変更(一・三・二号仁賀保南高速線)

二 都市計画を変更した土地の区域

追加した部分 由利郡金浦町大竹西田、大竹字西山、字大鈴、字大沢、字沼田、字殿岨、字八合田、字境田及び字山ノ田、前川字境田及び字中山、金浦字藤掛、字蟹沢、字大在神、字台城、字五濁、字唐蚊の盛、字吉森、字立濁、字山ノ田、字東鳥長根、字申田及び字菅庭、黒川字湯頭、字金田、字八幡、字八幡新田、字白金田、字式反田、字塩辛田、字普断寺新田、字千刈、字川原田及び六日市、仁賀保町三森字六日市及び字高寺、院内字力夕頭、字木堀谷地、字深堰、字堂ノ後、字力ナヤ、字石戸立、字新脇田及び字ヒコシ田、平沢字白幡森、字上谷地、字中谷地、字清水尻、字石橋、字桶ノ口、字団子坂、字鴻ノ巣、字上町田、字出ヶ沢、字前田、字横枕及び立沢、両前寺家ノ浦及び字阿部館

三 都市計画の変更年月日 平成十七年一月二十八日

秋田県告示第八十二号

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十一条第二項及び第二十五条第一項第二号の規定により、都市計画道路象潟高速線及び仁賀保南高速線に係る環境影響評価書(以下「評価書」といふ。)を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条の規定に基づき、次のとおり公告し、評価書、要約書及び同法第二十四条の書面(以下「評価書等」といふ。)を縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

一 都市計画決定権者の名称  
秋田県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模  
名称 都市計画道路象潟高速線及び仁賀保南高速線  
種類 一般国道七号(高規格幹線道路)の改築  
規模 延長約十三・七キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

(一) 起点 由利郡象潟町小滝

(二) 終点 由利郡仁賀保町両前寺

(三) 通過町 由利郡金浦町

四 関係地域の範囲

由利郡象潟町、金浦町及び仁賀保町

五 評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(一) 縦覧場所

(1) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(2) 本荘市出戸町字水林三百六十六番地 由利地域振興局建設部用地課

(3) 秋田市山王一丁目十番二十九号 国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所調査課

(4) 由利郡象潟町字浜ノ田一番地 象潟町建設課

(5) 由利郡金浦町金浦字花潟九十三番地の一 金浦町産業建設課

(6) 由利郡仁賀保町平沢字鳥ノ淵二十一番地 仁賀保町建設課

(二) 縦覧期間 平成十七年一月二十八日(金)から同年二月二十八日(月)まで

(三) (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)

縦覧時間 午前八時三十分から午後五時まで

秋田県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一般国道	新	旧	鹿角市十和田末広字坂ノ下七七番から大館市猿間字中谷地二七八番一まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	百三号	百三号			
B	A	鹿角市十和田末広字坂ノ下七七番から大館市猿間字中谷地二七	八番一まで	一五・〇〇〃一五・〇〇	五・四二〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八十四号

一 道路の区域

一般国道	新	旧	鹿角市十和田末広字坂ノ下七七番から大館市猿間字中谷地二七八番一まで	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	百四号	百四号			
B	A	鹿角市十和田末広字坂ノ下七七番から大館市猿間字中谷地二七	八番一まで	一五・〇〇〃一五・〇〇	五・四二〇

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八十五号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
-------	-----	-----	---	---	-------------	------------

一般国道	新		旧	
	番	号	番	号
	二百八十五号		二百八十五号	
	B	A	大館市猿間字大西二二五番から鹿角市十和田末広字坂ノ下七七番まで	
	"		"	
	一五・〇〇〇	一一五・〇〇〇	一二・〇〇〇	一三五・〇〇〇
			五・一五二	五・一五二
		五・四二〇		

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八十六号

一 道路の区域

県道	新		旧	
	番	号	番	号
	秋田昭和線		秋田昭和線	
	"		秋田市添川字境内川原四一番七地先から濁川字菅場三番二地先まで	
	"		"	
	一三三・〇〇〇	二七・〇〇〇	一七・四〇〇	三八・〇〇〇
			〇・二二〇	〇・二二〇
		〇・二二〇		

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第八十七号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	
	番	号	番	号
	A		秋田市河辺戸島字大古川五一番四から河辺豊成字宮下二四番三	
	"		"	
	五・〇〇〇	一三三・〇〇〇		
			〇・三三五	

敷地の幅員（メートル）

延長（キロメートル）



県道		新	旧
		秋田御所野雄和線	秋田御所野雄和線
	B	秋田市河辺戸島字大古川五一番四から河辺豊成字宮下二四番三まで	秋田市河辺戸島字大古川五一番四から河辺豊成字宮下二四番三まで
		五・〇〇〇～二二・五〇〇	五・〇〇〇～五二・〇〇〇
		〇・三三三	〇・三三六

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八十八号

一 道路の区域

県道		新	旧
		矢坂糠沢線	矢坂糠沢線
		"	北秋田郡鷹巣町綴子字飯戸台五番から一番一地先まで
		一八・〇〇〇～二二・〇〇〇	八・〇〇〇～二〇・〇〇〇
		〇・〇三八	〇・〇三八

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県告示第八十九号

一 道路の区域

県道		新	旧
		上新城土崎港線	上新城土崎港線
		秋田市土崎港北五丁目三三番二四から二四二番一九地先まで	秋田市土崎港北五丁目三三番五地先から二四二番一九地先まで
		七・六〇〇～一六・〇〇〇	四・五〇〇～八・〇〇〇
		〇・二三三	〇・二三四

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

秋田県告示第九十号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
			A	B		
県道	新	太平山八田線	秋田市太平八田字大岱下六一番地先から字木曾石一三二番一地で		八・〇〇〃五九・〇〇	二・一四〇
	旧	太平山八田線	秋田市太平八田字大岱下六一番地先から字木曾石一三二番一地先まで		八・〇〇〃五九・〇〇	二・一四〇
			"		二・〇〇〃一五・〇〇	二・三二五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

秋田県告示第九十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十七年一月二十八日

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
			秋田県知事 寺田典城

申請者の住所及び氏名

道路の位置の指定箇所

道路の延長

道路の幅員

指定年月日

秋田県知事 寺田典城

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

県道	上新城土崎港線	秋田市上新城五十丁字大村屋敷一六番三地先から字小林二二番一地先まで
----	---------	-----------------------------------

二 供用開始の期日 平成十七年一月二十八日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十七年一月二十八日から同年二月十日まで

秋田県告示第九十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年一月二十八日

公 告

南秋田郡五城目町久保字上川原百十五番地

一 関 勇 一

内 南秋田郡八郎潟町字上昼根三百三番四の

二十六・七九メートル

五メートル

平成十七年一月二十日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 調達する役務の内容及び数量

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 一式

(二) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

平成十七年四月一日（金）から平成十八年三月三十一日（金）まで

(四) 履行場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

2 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の十五に定める基準に適合すること。

3 秋田県が発注する庁舎等の維持管理業務の競争入札に参加する資格を有すること。

(4) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(一) (3)の資格に係る申請

(二) (3)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十七年二月十四日（月）までに提出すること。

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班（電話番号

〇一八 八九二 三七五一）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月二十八日（金）から同年二月二十一日

（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月十日（木）午後一時三十分

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター大会議室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十条から第六十三条

までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者と

する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじ

により決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他 詳細は、入札説明書による。

## 七 概要

### Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required : Cleaning Service, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center 1 set
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 10 March, 2005
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa aza-Gohyaku-karita, Kyowa Town, Sembokugun, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び購入予定数量

一種一号重油(特A重油) 百四万リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十七年四月一日(金)から平成十八年三月三十一日(金)まで

(四) 納入場所

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

## 二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二) (一)の資格に係る申請

(1) (2)の資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を次の場所へ平成十七年二月十四日(月)までに提出すること。

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一九 二四一三 仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター事務部総務管理班(電話番号

〇一八 八九一 三七五一)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月二十八日(金)から同年二月二十一日(月)までの期間、随時交付する。

## 四 入札執行の日時及び場所

平成十七年三月十日(木)午後三時

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター大会議室

## 五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

## 六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二名以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
提出書類等

(六) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased : Article : Class A Heavyoil Quantity : approx 1,040,000 l
- 2 Time-limit of tender : 3:00 P.M. 10 March, 2005
- 3 Contact point for the notice : General Affairs Division, Akita Prefectural Rehabilitation and Psychiatric Center, 352 Kamiyodogawa aza-Gohy-akukaria, Kyowa Town, Sembokugun, Akita Prefecture 019-2413, Japan TEL 018-892-3751

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿市脇本土地改良区から次のとおり役員(の退任及び就任)の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本字下谷地六番地四	下間 俊雄
字飯ノ町三十六番地	小山田 武夫
脇本浦田字大保田八十二番地一	吉田 庄三郎
脇本富永字大倉五十一番地	吉田 陽一
脇本脇本字脇本百八番地	関山 富美雄
百七十五番地二	天野 一継
脇本富永字飯ノ森三十八番地一	柏木 幸吉
脇本田谷沢字大沢七十番地	渡部 政美
脇本樽沢字岡谷地八十二番地	佐藤 照男
就任理事の住所及び氏名	
男鹿市脇本樽沢字岡谷地八十二番地	佐藤 照男
字神明下七十四番地一	鎌田 誠
脇本田谷沢字大沢七十番地	渡部 政美

男鹿市脇本字脇本百七十五番地二

字飯ノ町三十六番地

脇本浦田字大保田八十二番地一

脇本富永字大倉五十一番地

脇本脇本字脇本十番地

字下谷地六番地四

脇本富永字飯ノ森三十八番地一

三 退任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本字脇本百七十一番地	下間 春雄
脇本富永字大倉百三十五番地	吉田 正美
脇本浦田字菅ノ沢百十三番地	小玉 廣治
就任監事の住所及び氏名	
男鹿市脇本字脇本百七十一番地	下間 春雄
脇本浦田字菅ノ沢百十三番地	小玉 廣治
脇本富永字大倉百三十五番地	吉田 正美

県営土地改良事業(男堤地区ため池等整備事業)につき、その工事を平成十六年十二月二十二日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第二項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(西ノ又地区第二工区土地改良総合整備事業(一般型))換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年一月三十一日から同年二月二十八日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡南外村役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、西木村からなされた土地改良事業の施行に係る

協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業（松木内地区中山間地域総合整備事業）計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十七年一月三十一日から同年二月二十八日まで
- 三 縦覧場所 仙北郡西木村役場

平成十七年一月二十四日県営土地改良事業（横堀地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
液体室素製造自動供給装置 一式
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十七年三月二十九日（火）
  - (四) 納入場所  
秋田県立大学本荘事務室
  - 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十六条の四の規定に該当しないこと。
  - (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (三) 契約条項を示す場所等
- 三 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月二十八日（金）から同年二月七日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月十四日（月）午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
万能材料試験機実習システム 一式  
購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (二) 納入期限  
平成十七年三月三十日(水)
- (三) 納入場所  
秋田県立横手清陵学院高等学校
- (四) 秋田県立横手清陵学院高等学校  
秋田県立横手清陵学院高等学校  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月二十八日(金)から同年二月七日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年二月十四日(月)午前十時四十五分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
  - (五) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年一月二十八日
- 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
    - (一) 購入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 五十台
    - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
    - (三) 納入期限  
平成十七年三月二十八日(月)
    - (四) 納入場所  
県が指定する場所
    - (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
自動設計製図装置 一式 平成十七年一月ころ
    - (六) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十六年七月十六日(金)
  - 二 入札に参加する者に必要な資格等
    - (一) 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
    - (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
    - (五) 資格に係る申請  
(一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年二月十四日(月)までに提出すること。

- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日を含め、平成十七年一月二十八日(金)から同年二月二十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十七年二月二十八日(月)午前十時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
- (四) 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (六) 契約書作成の要否 要  
提出書類等
- (七) 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

七 概要  
詳細は、入札説明書による。

- Summary
- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 50 Personal Computers
  - 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 28 February, 2005
  - 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量  
自動設計製図装置 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十七年三月三十日(水)
- (四) 納入場所  
秋田県立大館工業高等学校
- (五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
平成十六年七月十六日(金)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等
- (一) 入札に参加する者に必要な資格
- (二) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (三) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (四) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (五) 資格に依る申請
- (一) 資格のない者で入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十七年二月十四日(月)までに提出すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先



郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年一月二十八日(金)から同年二月二十一日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十七年二月二十八日(月)午前十時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

要

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Computer Aided Design
- 2 Time-limit of tender : 10:45 A.M. 28 February, 2005
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十七年一月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(m <sup>2</sup> )	予定価格(円)
一	大館市小館花字萩野台四番二四	宅地	二九六・〇六	六、〇七〇、〇〇〇
二	角館町小勝田字中川原九三番六	宅地	三八八・三八	六、四〇〇、〇〇〇
三	角館町小勝田字中川原九三番一三	宅地	三一・六八	五、〇八〇、〇〇〇
四	大曲市若葉町五五四番二、五六五番三、五六五番七及び五六五番九	宅地	一、二七・八九	一、四〇〇、〇〇〇
五	雄物川町沼館字沼館三一八番六	宅地	一三一・〇五	一、二九七、〇〇〇

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場所	期間
一	秋田県北秋田地域振興(局大館地区総合事務所)(電話〇一八六 四九 二二二四)	平成十七年一月二十八日(金)から二月二十一日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで

二 四	秋田県仙北地域振興局総務 企画部総務経理課(電話〇 一八七 六三 五二三三)	平成十七年一月二十八日(金)から二 月十八日(金)まで(土曜日、日曜日 及び祝日を除く。)の午前九時から午 後五時まで
五	秋田県平鹿地域振興局総務 企画部総務経理課(電話〇 一八二 三三一 〇五九四)	平成十七年一月二十八日(金)から二 月十八日(金)まで(土曜日、日曜日 及び祝日を除く。)の午前九時から午 後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番 号	場 所	日 時
一	秋田県北秋田地域振興局大 館地区総合事務所大会議室	平成十七年二月二十二日(火)午後一 時
二 四	秋田県仙北地域振興局第三 小会議室	平成十七年二月二十一日(月)午前十 時
五	秋田県平鹿地域振興局第二 会議室	平成十七年二月二十一日(月)午後一 時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法  
施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合  
印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
- (二) 法人の場合  
印鑑及び登記簿の謄本

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした  
持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するこ  
ろによる。  
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。  
八 その他  
詳細に関しては、秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三六)に  
照会のこと。

教育委員会規則

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を  
次のように改正する。

第二十一条中「校長は」の下に「、次項に定めるものを除き」を加え、同条に次の  
一項を加える。

2 校長の事務のうち、次の各号に掲げる事務は、事務長が専決するものとする。

- 一 事務長以外の事務職員及びその他職員(以下「事務職員等」という。)(の第一  
十五条の規定による週休日及び勤務時間の割振り、第二十六条の規定による週休  
日の振替等、第二十六条の二の規定による代休日の指定並びに第二十七条の規定  
による時間外勤務及び休日勤務の命令に関すること。
- 二 事務職員等の第三十条第一項から第四項までの規定による休暇の承認等に関す  
ること。

三 事務職員等の第三十一条第一項の規定による職務免除の承認及び第三十二条の  
規定による欠勤届に関すること。  
四 事務職員等の第三十五条の規定による旅行の命令及び復命に関すること。  
五 第五十四条の規定による扶養親族の認定等に関すること。

- 六 公立学校共済組合及び秋田県教育関係職員互助会に係る諸手続に関すること。  
第二十二条第一項中「(次条第一項各号に掲げる事項を除く。)(」を削る。  
第二十三条を削り、第二十三条の二を第二十三条とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則

規則八 六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。

第十二条の表配偶者出産休暇の項中「含む」の下に「。以下同じ」を、「二日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を加え、同項の次に次のように加える。

配偶者の出産に係る子の養育休暇	職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻が出産する予定の日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から出産の日後八週間を経過する日までの期間内における五日(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)の範囲内の期間
-----------------	---	--

第十二条の表子の看護等休暇の項中「小学校就学」を「中学校就学」に改め、「六日」の下に「(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を加える。

第十三条第二項及び第十八条第二項中「二週間」を「一週間」に改める。  
附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄